

「時間外労働の上限規制等」及び「パワハラ対策等」 について説明を実施しました！

～日立労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和3年12月17日



「働き方改革関連法」について説明する
労働基準監督署 職員



「パワハラ対策」、「女性活躍推進」について説明する
雇用環境・均等室 職員

日立労働基準監督署では、事業主の皆さまを対象として「労働時間等説明会」（以下「説明会」といいます。）を実施しており、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、規模を縮小し開催しております。

12月17日の説明会では、日立労働基準監督署より、平成31年4月から順次施行されている「働き方改革関連法」として、「時間外労働の上限規制」や「年次有給休暇」等について、雇用環境・均等室より、令和4年4月1日から中小企業事業主にも適用となる「労働施策総合推進法（職場におけるパワー・ハラスメント防止対策）」及び、令和4年4月1日から101～300人企業規模にも適用となる「女性活躍推進法」について説明しました。

日立労働基準監督署及び雇用環境・均等室では引き続き、連携して本取組を実施してまいります。

【お問い合わせ先】

【説明会及び「時間外労働の上限規制」等についてのお問い合わせ先】

日立労働基準監督署 TEL：0294-22-5187

【「労働施策総合推進法」、「女性活躍推進法」についてのお問い合わせ先】

★[「予約制個別相談会」実施中！](#)

雇用環境・均等室 TEL：029-277-8295